

# 投稿論文査読規程

(2018年12月15日改定)

## 1. 投稿

- (1) 会員は投稿規程にもとづき、投稿原稿（和文および欧文の要約を含む）の電子ファイルを編集委員会宛に送付する。

## 2. 審査

- (1) 編集委員会は、各投稿原稿について、別紙書式により審査を依頼する。
- (2) 査読は2名の査読委員で行い、審査結果は、下記の評価区分で表記する。なお、場合によっては3名で審査を行うことがある。査読論文の専門性に応じて非会員に査読を依頼することもある。
  - A - 掲載可
  - B - 部分的な修正をすれば掲載可
  - C - 大幅な修正をすれば掲載の可能性がある
  - D - 掲載不可
  - E - 題材・内容が『移民政策研究』の掲載論文としては適切でない。
- (3) 投稿者および査読委員の氏名は相互に匿名とする。審査および編集をつうじて、個人のプライバシーは保護されなければならない。
- (4) 編集委員会からの所定回数の督促にもかかわらず、査読委員が審査結果を提出しない場合には、編集委員会は査読委員の変更をすることができる。
- (5) 査読委員の2名がDあるいはEの場合には、掲載不可として投稿者に通知する。

## 3. 審査結果の通知

- (1) 審査が終了次第、編集委員会は審査にもとづいて掲載の可否、査読委員のコメントおよび原稿修正期間の指示などを投稿者に通知する。
- (2) ただし、再々審査を受けても依然として評価がCの場合には掲載不可として通知することができる。

## 4. 修正原稿

- (1) 評価区分BおよびCに対する修正原稿は、原則として同一の査読委員が再審査する。ただし、Bの場合は、査読委員が再審査の必要なしと特別に判断するならばその限りではない。
- (2) 修正区分Aに対する修正原稿の点検は、編集委員会の責任で行う。
- (3) 編集委員会による点検終了次第、前条にしたがって、投稿者に結果を通知する。

## 附則

1. 本規程は、『移民政策研究』第12号より適用する。